

正誤表

(訂正内容)

「3輪のもので、総排気量660cc以下のもの」のガソリン車・ハイブリッド車について、軽課税率が適用されない記載となっていましたが、正しくは、乗用営業用の車両で基準1又は基準2を満たす場合に軽課税率が適用されます。

正

・令和3年4月1日から令和5年3月31日までに最初の新規検査を受けたもの						
税率(年額)						
種類				グリーン化特例による軽課税率(年額)		
				電気軽自動車 天然ガス軽自動車 (注1)	ガソリン車・ハイブリッド車(注2) (揮発油を内燃機関の燃料とするもの)	
		基準1(注5)	基準2(注6)			
軽自動車	3輪のもので、 総排気量660cc以下のもの	乗用	営業用	1,000円	2,000円	3,000円
			自家用	-	-	-
		貨物用	営業用	-	-	-
			自家用	-	-	-
	4輪以上のもので、 総排気量660cc以下のもの	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
			自家用	2,700円	-	-
		貨物用	営業用	1,000円	-	-
			自家用	1,300円	-	-

訂正箇所

誤

・令和3年4月1日から令和5年3月31日までに最初の新規検査を受けたもの						
税率(年額)						
種類				グリーン化特例による軽課税率(年額)		
				電気軽自動車 天然ガス軽自動車 (注1)	ガソリン車・ハイブリッド車(注2) (揮発油を内燃機関の燃料とするもの)	
		基準1(注5)	基準2(注6)			
軽自動車	3輪のもので、総排気量660cc以下のもの		1,000円	-	-	
	4輪以上のもので、 総排気量660cc以下のもの	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
			自家用	2,700円	-	-
		貨物用	営業用	1,000円	-	-
			自家用	1,300円	-	-